

産業人材育成支援プログラム2006

## 「エンジェル税制改正説明会」の開催について

平成19年1月25日  
北海道経済産業局

平成18年12月19日に財務省から「平成19年度税制改正案」が公表されました。この案については、今後、閣議決定を経て、今年の通常国会において法律案として審議が行われることとなります。

経済産業省関係では、1. 競争力・成長力の強化 2. 地域・中小企業の活性化 3. エネルギー・環境対策の推進について税制改正を行うこととしております。

今般、我が国経済産業の競争力・成長力を強化する観点から、特に「エンジェル税制の拡充」について、説明会を開催することといたしましたので、お知らせします。

## ＜開催概要＞

1. 日時：平成19年2月7日（水）14：00～15：00
2. 場所：北海道経済産業局第1会議室（札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎6階）
3. 主催：経済産業省北海道経済産業局
4. 内容：平成19年度税制改正案「エンジェル税制の拡充」について
5. 説明者：経済産業省経済産業政策局産業再生課 新規産業室長 北谷 孝和
6. 定員：50名（申込み先着順）
7. 参加費：無料
8. 申込方法：参加者の企業等名、役職、氏名、電話番号を明記の上、2月2日（金）までにFAXまたはE-mailにてお申し込みください。申込書→[word](#), [pdf](#)  
【申込先】北海道経済産業局地域経済部新規事業課  
FAX：011-709-1786 E-mail：[hokkaido-shinki@meti.go.jp](mailto:hokkaido-shinki@meti.go.jp)  
※ご連絡頂きました個人情報、本説明会運営管理の目的のみに利用させていただきます。

## ＜参考＞

1. エンジェル税制とは  
ベンチャー企業が個人投資家から円滑に資金調達を受けられるようにするために創設された、個人投資家への税制優遇措置です。詳細は下記ホームページをご参照下さい。  
[http://www.hkd.meti.go.jp/hokid/support\\_station/angel02.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokid/support_station/angel02.htm)
2. 平成19年度経済産業省関係の税制改正について  
下記ホームページに平成19年度経済産業省関係の税制改正概要が掲載されていますのでご参照下さい。  
<http://www.meti.go.jp/press/20061214004/20061214004.html>

本件に関する問い合わせ先  
経済産業省北海道経済産業局  
地域経済部新規事業課 大橋、三浦  
TEL:011-709-2311（代表：内線2560）  
011-700-2251（直通）  
FAX:011-709-1786  
E-mail:hokkaido-shinki@meti.go.jp

## 「エンジェル税制改正説明会」参加申込書

北海道経済産業局地域経済部新規事業課 あて

FAX：011-709-1786

E-mail：[hokkaido-shinki@meti.go.jp](mailto:hokkaido-shinki@meti.go.jp)

企業等名：

---

連絡先電話番号：

---

所属・役職	氏名

※ご連絡頂きました個人情報、本説明会運営管理の目的のみに利用させていただきます。